

佐賀県高等学校総合体育大会における新型コロナウイルス感染症対策

佐賀県高等学校体育連盟

佐賀県教育委員会

各競技専門部は感染症対策について以下の項目を遵守ください。

1 会場への入場を認める者（観客以外）

- (1) 競技専門部・審判員などの役員及び補助員、当該競技参加校の部顧問（外部指導者含む）、選手を含む部員、引率者、来賓など。
 - (2) 競技専門部から入場を許可された者（報道関係者、参加校の写真部員など）
- ※ 入場を認められた者には、4以降の感染症対策項目について遵守を呼びかける。

2 会場入場の条件（観客以外）

1に該当する者であっても、以下の事項に該当する者は会場への入場を認めない。

- (1) 保護者同意書（様式1）を学校長へ提出していない選手。
- (2) 体調チェック表（様式2）を競技専門部または部顧問に提出していない者。
- (3) 体調チェック表（様式2）で、いずれかの項目に×がついている者。
- (4) 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある者。

3 観客の入場について

競技によって会場規模や参加校（人）数などに違いがあることから、観客（保護者）の入場については次のカテゴリーに区分し、詳細については各競技・会場で定めることとする。

A 無観客

観客席のない体育館や全参加校が1つの屋内会場に集まるような競技・会場などについては、1で認められた者以外の入場を不可とし、無観客とする。

B 制限付きで入場を許可

屋内競技で観客席に入場者を受け入れる余地がある場合は、参加校の保護者に限定して入場を認める。ただし、風邪症状などがある場合は入場できない。

保護者の入場の際には、学校ごととし、学校単位で名簿（様式3）を提出してもらう。

学校ごとの人数制限、保護者応援席エリア、座席の間隔を空ける、試合ごとに入れ替えを行うなど競技・会場ごとに保護者観戦ルールを定める。

C 観客立入禁止エリアを設定

屋外競技など観客のコントロールが難しい競技・会場では、1で認められた者以外の立入禁止エリアを設け、そのエリア以外からの観戦のみとする。ただし、参加校の保護者及び学校関係者に限定する。

※ 観客に対しても、4以降の感染症対策項目について遵守を呼びかける。

4 感染防止に関すること

- (1) 感染防止のための遵守すべき事項を整理し、適切な場所に掲示すること。
- (2) 4の(1)の事項が遵守されているか会場内を定期的に巡回・確認すること。
- (3) 会場入場者にマスクの着用を徹底させること。(運動時を除く。)
- (4) こまめな手洗いと呼びかけ、手洗い場には石鹸(液体が望ましい)を用意し、可能な限り、アルコール消毒液を必要個所に設置すること。(アルコール消毒液は配布予定)
- (5) 参加者にマイタオルを準備させ、タオルの共用をしないように徹底させること。
- (6) 屋内競技においては、会場内の換気(窓やドアの常時開放)を徹底する。常時開放ができない場合は一定時間ごとの一斉換気を実施すること。
- (7) 更衣室、休憩・待機スペースについては、諸室等を活用し、ゆとりを持たせて密になることを避けること。ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する選手の数を制限する等の措置を講じること。
- (8) 「握手」「ハイタッチ」「肩を組む」など、競技以外の身体接触を控えさせ、ミーティング等も短時間で行い、密にならないよう指導すること。
- (9) 会場内のゴミ箱の使用を禁止し、ゴミの持ち帰りを徹底させること。
- (10) 会場等で急に風邪症状の生徒が出た場合は、当該校職員が保護者及び学校管理職に連絡し帰宅させる。その場合、他の生徒等への健康観察を徹底させること。

5 大会に出場(参加)できない者

- (1) 前記1と2の条件を満たさない者。
- (2) 感染者及び濃厚接触者と特定され、行動制限を指示されている者。
- (3) 非濃厚接触者としてPCR検査を受検し、その結果が判明していない者。
- (4) 学校の全部または一部の臨時休業等の措置が取られている学校においてはその対象となる生徒。
- (5) PCR検査等のため、出席停止等の措置、または行動制限を指示されている生徒。

6 大会期間中に関係者の感染等が判明した場合

- (1) 該当競技関係者(選手、部顧問、役員等)は、保健福祉事務所の聞き取り調査等に協力し、指示に従うとともに、感染拡大防止に努めること。
- (2) 該当競技の継続(中止)の判断は、保健福祉事務所の指導により主催者で判断され、継続可能な場合は、その後の試合の組合せ等について競技専門部で決定される。

7 その他

- (1) 気温・湿度が高くなる時期であることを踏まえ、熱中症対策も十分に講じること。
- (2) その他、詳細については競技専門部で定めること。